

( 整理番号 0728 )

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和7年10月23日(木) 13時30分～16時10分					
出席状況	公益 代表委員	出席2人 定数3人	労働者 代表委員	出席3人 定数3人	使用者 代表委員	出席3人 定数3人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>①68円の引き上げ (連合栃木2025春闘情報・賃上げ分が明確に分かる組合の集計・賃上げ分10,181円を1ヶ月所定労働時間150時間で割ったもの。)</p> <p>②54円の引き上げ (現行特賃に連合栃木2025春闘情報・県内交渉組合・300人未満計の賃上げ率4.81%をかけたもの。)</p> <p>③51円の引き上げ (現行特賃に連合栃木2025春闘情報・県内交渉組合・99人未満の賃上げ率4.52%をかけて切り上げたもの。)</p> <p>④50円の引き上げ (歩み寄り。)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>①48円の引き上げ (昨年と同様の引き上げ額。)</p> <p>②49円の引き上げ (歩み寄り。)</p> <p>③金額変更無し</p> <p>④50円の引き上げ (歩み寄り。)</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表と使用者代表が共に歩み寄り、最終的に50円の引き上げ、時間額1,159円にて全会一致に至り結審となった。</p> <p>審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。</p> <p>審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の日程を下記のとおり確認した。</p> <p>10月29日(水) 13:30～ 第5回栃木地方最低賃金審議会（部会報告）</p> <p>11月14日(金) 第6回栃木地方最低賃金審議会（異議審：予定）</p>						

